明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○電気通信番号規則の細目を定めた件の一部を改正する件（**総務**二一一）　一
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**一五五三）　三
○肥料の名称並びに生産業者及び輸入業者の名称又は住所の変更に係る届出があった件（**同**一五五四）　六
○肥料の登録を失効した件（**同**一五五五）　七
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（**同**一五五六）　八
○出願公表後に名称変更がなされた件（**同**一五五七）　10
○特定特殊自動車の型式の届出があった件（**経済産業・国土交通・環境**四七～五三）　11
○届出事業者の住所を変更した件（**同**五四）　11
○少数生産車の型式を承認した件（**同**五五～五七）　11
○承認事業者の住所を変更した件（**同**五八）　11
○少数生産車の型式について承認の失効の届出があった件（**同**五九）　11
○少数生産車の型式についての承認を取り消した件（**同**六〇～六二）　11

〔人事異動〕
岩手県　山形県　福島県　群馬県　埼玉県　神奈川県　新潟県　長野県　岐阜県　愛知県　兵庫県　鳥取県　山口県　香川県　愛媛県　福岡県　鹿児島県　沖縄県　札幌市　仙台市　横浜市　川崎市　静岡市　名古屋市　京都市　堺市　神戸市　広島市　福岡市　13

〔公　告〕
諸事項　14

裁判所
破産、免責、再生関係　14
会社その他　20
会社決算公告　20

告示

○総務省告示第二百十二号

電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号の規定に基づき、平成九年郵政省告示第五百七十四号（電気通信番号規則の細目を定めた件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月九日

総務大臣　新藤　義孝

別表第一号中

224	東京都八王子市（神奈川県相模原市緑区（小原、小渕、佐野川、澤井、寸沢嵐、千木良、名倉、日連、牧野、吉野、与瀬、与瀬本町及び若柳に限る。）、神奈川県相模原市（相模湖町及び藤野町に限る。））	42	ＣＤＥ
225	東京都町田市（三輪町及び三輪緑山を除く。）、神奈川県相模原市（磯部、相模湖町、新磯野一丁目及び三丁目から五丁目まで、相武台一丁目及び五丁目に限る。）を除く。）	42	ＣＤＥ

を

224	東京都八王子市、神奈川県相模原市緑区（小原、小渕、佐野川、澤井、寸沢嵐、千木良、名倉、日連、牧野、吉野、与瀬、与瀬本町及び若柳に限る。）	42	ＣＤＥ
225	東京都町田市（三輪町及び三輪緑山を除く。）、神奈川県相模原市（緑区（小原、小渕、佐野川、澤井、寸沢嵐、千木良、名倉、日連、牧野、吉野、与瀬、与瀬本町及び若柳に限る。）及び南区（磯部、新磯野一丁目及び三丁目から五丁目まで、新戸、相武台並びに相武台団地に限る。）を除く。）、座間市（相模が丘一丁目及び五丁目に限る。）	42	ＣＤＥ

に、

229	千葉県佐倉市、千葉市（花見川区横戸町及び柏井町を除く。）、八街市、四街道市、印旛郡酒々井町	43	ＣＤＥ

を

229	千葉県佐倉市、千葉市（花見川区横戸町及び柏井町を除く。）、八街市、四街道市、印旛郡酒々井町	43	ＣＤＥ

に、

236―2	神奈川県厚木市、海老名市、相模原市（磯部、新磯野一丁目及び三丁目から五丁目まで、新戸、相武台並びに相武台団地に限る。）、座間市（相模が丘一丁目及び五丁目を除く。）、大和市、愛甲郡	46	ＣＤＥ

を

236―2	神奈川県厚木市、海老名市、相模原市南区（磯部、新磯野一丁目及び三丁目から五丁目まで、新戸、相武台並びに相武台団地に限る。）、座間市（相模が丘一丁目及び五丁目を除く。）、大和市、愛甲郡	46	ＣＤＥ

に、

247	千葉県鎌ヶ谷市（くぬぎ山一丁目から四丁目までを除く。）、千葉市（花見川区横戸町及び柏井町に限る。）、習志野市、船橋市（上山町一丁目、古作、西船五丁目から七丁目まで、東中山、藤原一丁目及び三丁目を除く。）、八千代市、白井市	47	ＣＤＥ
248	千葉県東金市、山武市（松尾町を除く。）、山武郡（大網白里町及び九十九里町に限る。）	475	ＤＥ

を